



E.S.R.C. スキルアップミーティング実施規定

第1条（目的および定義）

- (1) スキルアップミーティングは E.S.R.C. 会員の運転技能の向上、公道における危険回避能力を向上させるために行う。
- (2) スキルアップミーティングは、座学と実技を一体と考えているため、実技のみの参加は認めない。
- (3) 実技のことを「練習会」という。

第2条（実施時期等）

- (1) 練習会は毎年4月～12月の間、毎月第一日曜日に門真自動車教習所（以下教習所という）の営業終了時間後に行う。
教習所と協議のうえ、1月から3月の間に実施する場合もある。
- (2) 二輪車安全運転大会の出場者の特別練習を、通常の練習会とは別に実施する場合がある。
- (3) 1月～3月の間に教習所以外で練習会を行うこともある。

第3条（参加方法）

- (1) 練習会参加者希望者は、練習会実施日17時までに教習所へ来所し、座学を受講すること。
- (2) 参加者本人の自己申告によりクラス制とし、練習を行うこともある。
- (3) 参加者は遅刻をしてはならない。

第4条（参加車両）

- (1) 練習会にて使用する車両は、参加者所有の車両を使用するものとする。
原則として教習所から、車両貸し出しは行わない。
- (2) 練習会にて使用する車両は、道路運送車両の保安基準に定められた基準に適合した車両を使用しなければならない。

第5条（装備）

- (1) 練習会参加者は不測の事故にそなえ、十分な安全装備を施すこと。
- (2) 原則として蛍光ブレスレットおよび、車両ステッカーが貼付されていること。

第6条（準備）

- (1) 練習会参加者は教習所の営業時間が終了したのち、参加者全員でコース図に基づきコース設営を行わなければならない。
- (2) コース設営完了後、速やかに車両を中型自動車縦列駐車・方向転換コースへ移動し整列する。
車両整列後服装点検・準備体操等を行わなければならない。

第7条（練習）

- (1) 走行時の車間距離は十分取り事故防止に努めること。
- (2) コース内での追い越しは行わないこと。
- (3) 事故防止のため教習所職員、E.S.R.C. 役員等からの指示に従うこと。

第8条（体調管理）

- (1) 練習中の休憩は各自自由に取得すること。
- (2) 特に夏場は熱中症の危険性が有るので、水分塩分補給は十分に行うこと。

第9条（事故）

- (1) 教習所施設を破損させた場合、二次災害防止措置をとったうえ直ちに教習所職員および E.S.R.C. 役員に報告し、その指示を仰ぐこと。
- (2) 人身及び車両同士の事故の場合、二次災害防止措置をとったうえ、負傷者の確認を行い、E.S.R.C. 役員および教習所職員に報告し、その指示を仰ぐこと。
- (3) 前項（2）の場合で、負傷者の存在を確認した時は遅滞なく救急要請を行わなければならない。
- (4) いかなる事故の場合も門真自動車教習所および E.S.R.C. は損害賠償の責を負わない。

第10条（片付け）

- (1) 事務局より終了の合図が出た場合、速やかに二輪テクニカルハウス前に集合しコースに設置したパイロン等を片付けなければならない。
- (2) 片付け終了後速やかにコースから退去しなければならない。

第11条（疑義）

本規定の改廃は役員会の議を経て、役員会で決定する。

第12条（施行期日）

本規定は平成 20 年 1 月 6 日より実施する。

平成 20 年 1 月 6 日 制定

平成 21 年 4 月 1 日 改定

平成 26 年 9 月 8 日 一部改定